

初期議会の貴族院と華族

佐々木 克

はじめに

- I 議会開設と華族の動向
- II 第一・第二議会の貴族院

はじめに

版籍奉還とともに、公卿・諸侯を改めて華族とする、との行政官達によって華族が誕生した。しかし、華族の称は、個人にあたえられたものなのか、それとも家にあたえられたものなのか、世襲か否か、華族は具体的に何をなすべきか等々について、何一つ定めるものがなかった。たとえば福沢諭吉が、華族は政治にかかわらず武事に専心すべきである、と説いた（「華族を武辺に導くの説」1879年2月）のも、そうした事情を背景としていたのである。

華族の進路の一つが明らかとなったのが、華族令の制定（1884年7月7日）であった。ここではじめて、華族は国家にとって有用なものであると、法規によって保障を受けたのであった。旧華族（公卿・諸侯）に加えて、新たに勲功華族（新華族）が華族の列に加わった。新華族の創設は、必ずしも1890年に開設される帝国議会上院＝貴族院の構成をのみ考えてのものではなかったが、「新華族の設は国会準備の一なるか」（『日本立憲政党新聞』1884年7月26・27日）という民間の声に代表されるように、この段階になると、明らかに華族と上院＝貴族院は結びつけて一般には考えられていた。

そして華族自体も、上院＝貴族院を強く意識し始めていた。その表現の一つが、1885年に起った、華族会館の改良問題をめぐる紛議であるが、これについてはすでに触れたのでここでは述べない¹⁾。華族が、貴族院を目標にした具体的な動きを始めるのが、1889年、憲法の発布以後である。この稿はまずそこから始めることにしたいが、貴族院の組織とその特質については林茂の、そして初期議会における貴族院全体の政治的動きとその問題については芝原拓自の、それぞれ先学の業績があるので、それらの点については紙数の関係もあり今回は触れない²⁾。

本稿では、主として公・侯・伯・子・男各爵を持つ者の集団内の動き、貴族院の会派の前史とみられる動き、政治団体の動向等、議会の内外における、華族のグループの動きに視点を定めて述べることにしたい。

I 議会開設と華族の動向

1 伯・子・男各爵者の動き

1889年（明治22）2月11日、大日本帝国憲法が發布され、同時に議院法と貴族院令が公布された。ここで華族集団の中で、最も早く組織だった動きをみせたのが子爵者であった。ちなみに、この時点における華族戸数は、公爵11、侯爵28、伯爵80、子爵355、男爵102で、選挙を要する伯子男爵のなかで選挙権を持つ者は、伯爵74名、子爵300名、男爵85名である（なお、華族総戸数は587戸、うち無爵8戸、女戸主3戸を含む）。

2月13日、大給恒、鍋島直彬ら子爵有志20余名が華族会館に会合し、選挙について語り合った³⁾。彼らは早くから上院＝貴族院について関心を高め、華族社会において、政治的活動の活発な面々である。ついで3月9日、大給他、勘解由小路資生、松平信正、松平乗承、加納久宜ら40余名が集会し（以下、断らない限り、場所は華族会館である）、大給を会頭、鍋島を副会頭に選出し、毎月第二・第四火曜に定例の集会を持つことを決め、この会の会則「研精会規則」と「子爵同志研精会趣旨概略⁴⁾」を同爵者に配送した。この「研精会規則」第一条には「本会ハ憲法ヲ講明シ兼テ有爵者将来ノ任務ヲ研究ス」とあるが「趣旨概略」によれば「憲法ヲ拝読スルニ、帝国議會ノ貴族院ハ公侯兩爵者ハ悉ク其議員トナルノ権アリ、而テ伯子男三爵者ハ各其五分ノ一ヲ互選シテ議員ヲ出スノ制ナリ、我輩ノ務ニ服スル最モ慎ムヘキハ人選ニアリ、宜ク一己ノ得失ヲ顧ミス公平無私ノ心ヲ以テ適任ノ者ヲ選ハサルヘカラス、然ルニ子爵者ハ五爵中人員最モ多シ、無慮三百五十名許、我輩交際ノ広カラサル同爵中相識ル者甚タ少シ、其人ヲ識ラスシテ之ヲ選挙スルコトヲ得ンヤ、是故ニ方今ノ急務ハ同爵中ノ人ヲ識ルニ在リ……」と選挙をにらんだ有志の団体であるという本音の部分明らかにしていた。

この時点で会員60余名といているが、首唱者の顔ぶれからみても、主として旧華族がメンバーの構成員ではなかったかと推察する。例会は4月5日と続けられたが、同爵者に広く参加を呼びかけたにもかかわらず、例会出席者は30～40名だけであった。また5月1日には会頭・副会頭を廃して、大給、鍋島、加納、松平乗承、松平信正の5名が事務委員となった。

ところで、こうした一部子爵の動きに対して当初から批判の声があがっていたが、6月15日、前記事務委員が「子爵会事務委員」を名乗って、来る19日に子爵会を開催すること、そこで貴族院選挙規程調査委員5名を選出すること、及び学習院と華族会館の将来について討議することを同爵者に通知し、あわせて「子爵会仮規則⁵⁾」を配付したことから問題が持ち上がった。

6月19日2時から83名が出席して開かれた集会は「甲論シ乙駁シ議論沸騰」した。曾我祐準はこのような「不法ノ会」に加入することは出来ないと激しい議論をなして退場した。「子爵

会仮規則」は「本会ハ子爵ヨリ出ス貴族院議員ヲ選挙スル便宜ノ為メ、同爵者相識ルヲ旨トシ、其交際ヲ広メ兼テ法律ヲ講明シ、有爵者将来ノ任務ヲ研究ス」(第1条、全18条)とあり、基本的には先の研精会とほぼ同じ趣旨・内容のものであった。ここで争点となり批判の対象となったのは、主として議長の鍋島直彬と学習院と華族会館についての議事を提出した大給恒で、要するに、研精会の幹部ら一部の子爵が、同爵者に広くはからず、勝手に規則を作って子爵会の名称をつけ、手続きを踏まずにこの「子爵会」を開催しようとした「専断」であった。

青木周蔵は議事を後にして、本会の仮規則を定めることを提案し、渡辺昇も、とりあえず仮規則の大体について可否を問うべきであると発言し、起立多数でいずれも可決となった。また山尾庸三は、子爵者全体に、本会へ加入するか否かを問うべきであると述べ、青木の建議で、まず仮事務委員を選出することになり、選挙の結果、大給、鍋島、加納久宜、松平信正、渡辺昇が当選した。えんえん6時間を要したこの集会は、およそのところ研精会＝旧華族と新華族との対立であり、その根底には貴族院の議員に誰になるか、というきわめて現実的な問題が横たわっていたのであった。

この後7月2日、子爵の選挙規程調査委員の選挙がなされ、上述の仮事務委員がそのまま選出された。この日、依然として研精会への批判が多く出、結局子爵会事務委員15名を選出し、この委員で子爵会規則を新たに起草することに決した。7月9日投票が行われ、以下の15名が選出された。勘解由小路資生、谷干城、松平乗承、大給恒、渡辺昇、加納久宜、山尾庸三、松平信正、青木周蔵、鍋島直彬、曾我祐準、五辻安仲、立花種恭、小笠原長育、堀田正養(得票順。最高130票、最低45票)。新華族は、谷、渡辺、山尾、青木、曾我の5名である。

10月12日、会則が制定された。興味深いことには「本会ハ同爵者相識リ相親ミ其全体ニ関スル利害ヲ稽查シ、及ヒ其権利義務ヲ講明スルヲ以テ目的トス」(第1条。全9条)と、今回のものには本条項はもとより全文のどこにも「議員」とか「選挙」という議会を連想させる表現は見られないことであった。これは子爵有志の結合、すなわち研精会を、後にみる尚友会のような、子爵議員選出団体のごときものに考えたのではないかと推測される研精会幹部の構想を、それを否定する方向でこの子爵会が組織されたゆえではないかと見ておきたい。

この後、11月21日、80名の出席で子爵懇親会が開かれ、ついで、12月10日子爵会、43名出席、翌年1月14日子爵会、48名出席、6月10日子爵懇会、80名出席、同月27日子爵会、58名出席と、子爵の集会在持たれて、7月10日子爵議員の選挙を迎えるのである。選挙運動と見える動きも史料に散見する。しかし、子爵会自体が、意志調整の場となり得たのかどうか。史料的に判然としませんが、私は否定的に考えている。

次に子爵以外の華族の動きをみよう。公侯爵有志は、1889年(明治22)3月14日に集まり、帝国憲法、外国の憲法、皇室典範及び議会について勉強会を催すこととし、名称を法律研究会とした。ただし会員は公侯爵者だけではなく華族一般に呼びかけた。89年4月から6月にかけて、

5回開催している（出席は、最多57人、最少30人）。

男爵も同じく3月14日、横村正直、千家尊福らの主唱で20数名が集まり、毎月第一土曜日に満18歳以上の者が集まり談話会を催すことを決めた。ついで5月4日の第2回例会で、男爵会と名称を改め⁶³、横村を会長に選出、6月20日には地方に在住する同爵者に、後日の「互選等の期」のために互いに相識る必要があるから、懇親をかねて、来る10月第一土曜に総会を開く旨を通知した。男爵会は、この年11月から翌90年7月3日まで17回開かれている（出席者数、最多28人、最少10人）。なお90年4月22日に規約を改正、月3回の開催とし、演説や討論を行ない議会の予行演習のような内容の会となった。出席者も、この頃から20名前後と増えている。また男爵会の場合、子爵会のような内部の紛糾はなかった模様である。

ついで伯爵であるが、89年3月12日、東久世通禧、松浦詮、井伊直憲ら20数名が集会したのが最初である。その後6月末まで7回の集会記録があるが、内容は不明である。7月2日、選挙規程調査委員の選出が行われて、東久世通禧、柳原前光、伊藤博文、上杉茂憲、広橋賢光の5名が選ばれたが、この選挙の通知も、伊藤博文以下24名の名前が連記されているもので、団体名はない。7月22日、東久世以下伯爵12名連署で「伯爵会規則案」が同爵者に配られ、9月17日確定した「伯爵会規則」が頒布された。それによれば「伯爵一般交際シ、本爵ノ義務ヲ講究」するために設立され、会日には「法律政治等ヲ研究シ、又ハ学者ヲ招待シ講義質問スル」とある。ついで同月22日には、松浦詮、中川久昭、徳川篤守の3名が幹事に選任された。89年10月から90年6月末まで、懇親会2回を含めて計23回の伯爵会が開かれているが、出席者は懇親会の場合で26名、例会の場合は最多13名で最少は僅か3名、半数は10名以下の出席しかなく、伯爵会はきわめて低調であった。

以上、各爵における議会開設前の動きをみてきたが、公侯爵が最も動かず、伯爵が不活発、男爵は20名程の積極的な華族がいて安定した活動を続けていた。これに対して、人数の多い子爵はまとまりがなく、内部対立（おそらく、旧華族と新華族の対立がその原因の一つ）があり、定例の会も開いていない（90年2月から5月まで開催なし）。しかしながら、議会と選挙に関しては、最も関心が高く個々人の活動は活発であった。

なお爵位にかかわらない、華族全体のものとして、華族会館が主催した「演習会議」がある。これは「帝国議会開設の日、議員たるに恥じざるの準備をなす」⁷⁴ことを目的に、華族会館を議場にして、出席者から議長を選出し、あらかじめ用意された議題（たとえば、89年10月14日、100名の出席のもとで開かれた第1回の演習会議の議題の一つは「仏国法律ニ満十八年ニ至ラサル男、満十五年ニ至ラサル女ハ婚姻ヲ為ス可ラスト規定セリ、帝国ニ於テモ其規定ヲ設クヘキヤ、若シ之ヲ規定スヘシトセハ其制限如何」というものである）を、三読会を経て議決する、というものである。これは明らかに模擬議会であり、帝国議会のリハーサルであった。

この演習会議は、翌90年2月まで計6回開催されているが、第1回を除けば、大体50名程が

出席している。この数を、どのように解するかむずかしいところである。華族全体の員数からみると決して多い数とはいえない。しかし第一議院開院時の華族議員135名のうち、議会活動に熱心さの見られない公侯爵議員⁸⁾を除く三爵議員が105名（伯15、子70、男20）であったことを考慮すると、その半数近くの人数が、議会に強い関心を持ち、演習会議に出席して行った（と推測される）ということの評価すべきかも知れない。

この他、華族の議会へ向けての活動としては、華族全体の研修を目的として組織された華族同方会（88年6月設立）が主催した講演会や、華族会館が穂積八束らを招いて行なった議院法等の講義があるがここでは省略する。

2 華族の選挙

1890年7月10日、華族会館で貴族院伯子男三爵議員の選挙が行われた。即日開票の結果、伯爵15人、男爵20人の当選者が判明したが、子爵は開票・集計に手まどり、徹夜となり、ようやく翌日午前5時半に点検が終わるといふ有様であった。以下、子爵の選挙について若干述べておきたい。

子爵の選挙権を有した者は297名（被選挙権者272名）で、この内、海外に出ている者7名、当日棄権者6名で、投票した者284名であった。選挙は連記（定員数70名を連記）記名投票であるから、単純計算で19,880人の被選名を集計することになる。

結果は、最高得票数277票、最低137票。260票以上得票した者は、勘解由小路資生（277票）、立花種恭（275票）、鍋島直彬（273票）、大給恒（271票）、加納久宜（268票）、谷干城（266票）、大河内正質（264票）、堀田正養（262票）、松平乗承（261票）の9名であり有権者の90%の支持を得ていたことになる。また70名の当選者のうち、旧華族44名、新華族26名となっている。

70名の候補者を、個々の投票者がどのようにして選んで行ったのか興味のわくところであるが、何らかの指示、根廻し（どこからということとは不明）があったことが窺われる史料がある。国会図書館憲政資料室の土岐章文書がそれで「貴族院子爵議員選挙人名簿」に「初期被選人」との書き入れがあり、人名に△印がつけられている。即ち、印の者に投票する、ということであろう。

選挙結果と照らして、土岐文書で印をつけられていながら落選した者は、伊東祐磨、長谷信篤、平松時厚、唐橋在正、河鱒実文、津軽承叙、日野西光善、細川興貫、一柳末徳、大久保忠順、秋田映季、鍋島直虎、土方雄志、京極高德、大村純雄、本荘寿巨、松平康民、久留島通簡、岩下方平、以上19名で、これに代って実際に当選した者は、曾我祐準、榎本武揚、山尾庸三、小笠原長育、藤波言忠、品川弥次郎、福岡孝第、五辻安仲、吉田清成、田中不二磨、佐野常民、香川敬三、松平忠礼、野村靖、高辻修長、大宮以季、土方久元、杉孫七郎、西四辻公業、以上

である。

上岐文書で印がつけられながら落選した者に旧華族が多く、当選者に新華族が多いのは、旧華族側からの上岐（土岐頼知、沼田藩、譜代）への指示を窺わせるが、これ以上のことはわからない。この選挙における選挙運動に関しては『華族会館誌』に、男爵議員選挙候補者人名を匿名で同爵者各戸に郵送した事件（後日、中御門経隆であることが判明）と、7月4日の条に「選挙期日相迫ルヲ以テ、府県散在ノ有爵者陸續出京シ、且ツ同族中議員候補者人名ヲ印刷シ、匿名ヲ以テ各家ニ郵送スル等、華族社会モ亦頗ル多事」との記述があることをつけ加えておく。

ところで、14日から子爵議員当選者の辞退が相ついで出た。土方久元（宮内大臣）、曾我祐準（東宮大夫）、杉孫七郎（内蔵頭）が辞退を申し出、16日には榎本武揚、福岡孝弟、吉田清成、田中不二麿、佐野常民、野村靖（以上枢密顧問官）、山尾庸三（皇族別当）、小笠原長育（東宮侍従）、藤波言忠（主馬頭）、品川弥二郎（宮中顧問官）、五辻安仲（大膳大夫）、香川敬三（皇宮大夫）、松平忠礼（式部官）、高辻修長（東宮亮）、大宮以季（東宮侍従）、西四辻公業、北条氏恭、東園基愛（以上侍従）、19日桜井忠興、20日税所篤と23名もが辞退し、それぞれ得票数の多い者から順次くり上がって当選となった。

これは選挙直前の7月8日、宮内省達により、議員と宮内省中の以下の部局一侍従職、式部職、皇太后宮職、皇后宮職、東宮職、大膳職、主殿寮、主馬寮、主獵局、帝室会計審査局、皇族家職一の職務を兼務出来ない、とされたことによるものである。また宮中顧問官では、伯爵の東久世通禧と勝海舟が当選を辞したが、宮内省と同じように皇室＝天皇と特殊な関係にある機関であり職（宮中顧問官は親任官であり、直接天皇の諮問を受る）である、という理解からであろう。辞退者達は、貴族院の議員であることよりも、現職であることの方を選んだ。それは、たとえば宮中顧問官の年俸が4,500円であるのにたいし、議員歳費は年額800円のみという経済的理由もあったに違いないが、同時に、華族の貴族院親ひいては議会への期待というものへの問いに対する答えの一つであったとも考えられる。また一つ疑問に思うのは、なぜ選挙直前になって、上記のごとき宮内省達が出されたのかということである。顔ぶれからみて、選挙結果は事前にある程度は予測出来たと思うのであるが。

問題なのは、選挙直後に多数の辞退者が出、23人もの繰り上げ当選者を出さざるを得なかったことである。それは子爵議員数70名の約3分の1であり、最後の繰り上げ当選者である岩下方平の得票数は、わずか77票で、最高得票者とは200票もの開きがあった。こうした不手際は責められて当然であるが、初の体験としての国会議員の選挙であったということを考えると、この程度ですんだということの方を評価すべきかもしれない。

ついで子爵議員の補欠選挙について述べておくことにしたい。補欠選挙は91年中に4回、92年に2回行なわれ、表1のように計9名の選出がなされている。

ここで気がつくことは、91年12月の選挙から票の入り方が違って、集中的になってきている

ことである。これには理由がある。同年9月17日、子爵臨時会が開催され、44名出席のもとで大給恒が「子爵選挙議員方法論」¹⁰⁾と題する演説を行なった。その要旨は以下のごとくであった。これまで3回の補欠選挙では、票が割れて少ない得票でも当選となり、また棄権者も多くなった(8月5日の選挙では58人棄権)。これでは「願望ノ多キ人」が選ばれたとはいえない。このような状態が続くと「金」や「遊興」や「脅迫」でも50票内外の票を集めて当選する恐れが出て来る。そうした弊を避けるため、少なくとも3分の1の「百票モ得ラル、人カ議員トナル様ニ致シタイ」。そのために、議員志望の人は、「政事上ニテモ学文上ニテモ時事論ニテモ」演説あるいは論文を出して、広く審査をおくべきである、というものであった。

大給の演説が、直接に如何ほどの影響を及ぼしたのか、今ここで史料に基づいて述べる事が出来ないが、数字の結果が、その作用を物語っているように見える。また大給のこの演説の意図が、この前後からはっきりと姿を現わしてくる貴族院政治会派の活動と、どのように関連するのか、この点もはっきりと述べる事が出来ないが、しかし次の92年6月の選挙からは、明瞭に政治会派と選挙は連動して行く。

92年6月25日の子爵議員補欠選挙の結果は、研究会系の堀親篤が161票で当選し、次点は三曜会系の高野宗順で83票であった。第3位は鍋島直柔のわずか8票である。91年暮の第二議会で、すでに三曜会(91年3月結成)懇話会(91年12月結成カ)と研究会(91年11月結成)の対立が顕在化していたが、この選挙では会派推薦という形はとらなかったものの、両派系候補の対決であることは誰の目にも明らかであった。

しかしこの選挙のあとの7月27日に、尚友会が組織された¹¹⁾。尚友会は子爵だけのものではないが、研究会へ入会することを前提とした議員推薦団体であり、選挙母体でのちに谷干城によって「選挙請負会社」(『谷干城遺稿』)と非難された存在である。かくして7月30日の補欠選挙は、三曜会系と研究会＝尚友会との激突となった。研究会は、堤功長、阿部正敬、稲垣太祥の三者を候補に、三曜会系は、高野宗順、戸田忠行、大田原一清を推薦した。結果は別表で明らかのごとく、研究会側の圧勝であった。前回の次点高野は、15票プラスしたものの、今回も次点にとどまった。最高得票の堤も、前回当選者の堀親篤の得票より4票多いだけである。これをみると、およそのところ、この頃の両派の子爵集団における勢力図が描けるであろう。

表1 子爵議員補欠選挙

年月日	人名	得票数	所属会派	
91. 4. 10	田沼 望	62	研究会	
	梅小路定行	54	三曜会	
	本多実方	63	研究会	
	曾我祐準	125	懇話会	
	小笠原寿長	99	三曜会	
92. 6. 25 (次点)	堀 親 篤	161	研究会	
	高野宗順	83	三曜会	
	7. 30	堤 功 長	165	研究会
	阿部正敬	154	研究会	
	稲垣太祥	145	研究会	
	(次点)	高野宗順	98	三曜会
	戸田忠行	95	三曜会	
	大田原一清	85	三曜会	

所属会派は、この場合推薦会派の意味を持つ。当選した後、会派に所属する。

投票総数281（3名連記）。研究会系150，三曜会—懇話会系90，中立40，という見当が，粗い整理であるが，当時点の勢力関係を示すと考えてよいのではないか。

3 政治団体と会派

つぎに1891～92年における貴族院議員の政治団体と政治会派（院内交渉団体）についてみておこう。史料制約があり，ここでは具体的な動きがわかる，月曜会（任意の政治団体）と三曜会・研究会・懇話会（いずれも政治会派）について述べることにしたい。

貴族院は政党の干渉を排すということが，一つの理念となっていた。従って当初は会派の活動も公認されなかった。議会の運営は，全議員を抽籤で九部に分属せしめ，法案審議の常任委員や特別委員の割当，選任や議会運営上の協議事項など，必要に応じて各部の代表者が集まり，協議して決めることになっていた。しかし，何ら同志的結合もなく，また面識も薄い者同士の集団である部は，互いの意志の疎通を欠き，次第に十分な機能を期待出来なくなった。これが会派誕生の背景の一つである。

ところで，貴族院の会派と構成メンバーが判明するのは，これまでのところ酒田正敏編『貴族院会派一覧』で知られるように，第四議会（1892年11月開会）からである。しかしこれから述べるように，第一議会の閉会后まもなく，政治団体や会派が結成され，ただちに貴族院事務局に届出られ認可されたか否かは別として，実際に活動が開始されていたのであった。月曜会，三曜会，研究会，懇話会ともに，会合の場は主に華族会館であったから，会合の様態を記録した『華族会館誌』に記載のある限りにおいて，という限定つきであることを最初にことわった上で，以下にその活動をみて行くことにしたい。

第一議会は91年3月7日閉会となったが，その直後の3月16日，近衛篤磨（公爵，以下爵位を略記），二条基弘（公）ら20余名が華族会館に集会，財政攻窮会を設立し，18日，これを月曜会と改称することとし，規約を作成，23日初の月曜会を開催，調査等の分担を決めた。出席16名。規約では「我邦ノ財政ニ関スル一般ノ事項ヲ調査講究」（傍点は引用者、以下同様）することを目的とし，貴族院議員中の同志者で組織する，とある。「財政」を最大の関心事とするところに，予算問題で紛糾をかさねた第一議会の後遺症がうかがわれる。当初の会員は34名，公爵2，子爵17，男爵7，勅選議員8である。

月曜会は有志の組織であり会派ではない。後の会派別の系列でみると，三曜会系11名，懇話会系は谷干城ら10名，研究会系は横村正直と小松行正の2名，大和クラブ系が日野西光善，揖取素彦の2名，無所属が大給恒ら4名となっている¹²⁾（なお，第四議会開会までに辞任3，資格消滅1）。

会の活動は表2のように，91年10月迄は順調・活発である。しかし第二議会が開会となって

表2 会派の活動状態（集会回数・出席人員）

年月	月曜会			三曜会			研究会			懇話会		
	回数	最多 最少	平均	回数	最多 最少	平均	回数	最多 最少	平均	回数	最多 最少	平均
91. 4	4	29 24	27									
5	4	28 19	22	2	7 7	7	2	10 10	10			
6	5	23 13	19	5	12 7	9	1	13	13			
7	1	15	15	6	11 6	8	1	10	10			
8				6	11 7	9						
9	3	23 12	19	10	16 9	12	1	8	8			
10	4	23 10	15	11	18 10	14	4	13 10	12			
11	2	21 20	21	17	22 7	15	2	29 9	19			
12				21	24 6	17	2	24 4	14	4	30 10	15
92. 1	2	18 14	16	13	22 6	12	3	8 4	6	1	9	9
2	4	13 8	11	12	15 4	11	9	10 2	6	1	15	15
3				12	18 8	12	5	13 4	8	3	10 9	10
4				15	20 5	15	4	13 5	9	4	20 9	14
5				21	23 9	16	9	41 22	32	12	30 10	18
6				15	18 9	14	9	38 26	34	10	40 8	23
7							3	23 17	19	2	12 11	12
8							2	17 3	10	1	8	8
9				5	12 4	8				2	13 8	11
10				11	15 7	10	1	15	15	3	19 17	18
11				8	18 9	12	3	43 30	30	5	32 7	23
12				22	18 6	12	10	37 20	29	7	29 13	19

からは休会することになり、またこの議会中から、三曜会・研究会・懇話会の各会派がいっせいに活動を開始したことから、月曜会は出席者も少なくなり、翌92年2月3日、会員に会の解散如何を問うた後、3月からは定期的会合をもたなくなり、実質的に活動を止めた形となった。

三曜会は第一議会が召集される直前の90年11月4日、近衛篤磨・二条基弘の提案によって、議会に臨む準備の会合が同志によって開かれたことを前史とする。この会は同志会（有志会とも云う）といったが、第一議会終了後の3月24日、会名を三曜会と改称した。規約は翌92年2月25日に発表されたが、それには「本会ハ国家ニ対スル責任ヲ全クセンコトヲ期シ、専ラ時務

ヲ調査講究スルヲ以テ目的トス」¹³⁾とあり、会は成年以上の華族と貴族院議員及び知識人をもって組織する、としている。しかし91年12月19日の会員名簿によれば、議員以外の会員は戸田忠行（子）のみで、公爵2、侯爵2、子爵17、男爵4、多額納税議員4の30名である¹⁴⁾（このうち久我通久〔侯〕が大和倶楽部へ、渡辺甚吉〔多〕が研究会へ移る）。

会の活動は表2のごとくであるが、91年9月から会の開催数も出席者も増え、第二議会の召集が近づく10月から、開催も出席者も急増している。興味深いのは、同じく近衛・二条の主催する月曜会との関係である。三曜会の例会日は、月水金の三曜日であるから、月曜日は両方の会の会日が重なる。両会とも会場は華族会館であり、記録をみると表3のように91年中に7日重なった日がある。この場合、三曜会が午前9時から正午まで、そして月曜会が午後1時からとなる。従って両方に加入している会員は、両者の会合に出席出来る仕組みである。推測にすぎないが、9月14日と10月5日の会合は、三曜会の出席メンバーが、そのまま月曜会に出席したのみ、という可能性もある。他の5回は、三曜会出席者に懇話会系の月曜会員（10名）プラスアルファが参加して、月曜会が開催された、と考えられそうに思う。云い方をかえれば、14日と5日は懇話会系の者だけが、独自に何らかの会合を持っていたとも考えられる。

表3 三曜会・月曜会
出席人数

年 月 日	三曜会	月曜会
91. 9. 14	11名	12名
21	11	23
28	13	21
10. 5	13	13
12	14	23
11. 2	12	20
16	13	21

つぎに懇話会について述べる。この会派については、92年6月に子爵谷干城と勅選議員が中心となり成立した、と云われて来ている。しかしながら、『華族会館誌』の92年1月21日の条に「島津忠済カ会主ト為リ、子爵松平信正ト子爵板倉勝達トカ幹事ト為リテ、三曜会員、懇話会員及ヒ大和倶楽部員ヲ通シテ四十余名ヲ、芝紅葉館ニ会シ懇親会ヲ開キタリ」とあるように、すでにこの時点で懇話会は存在していることが判明する。これは同じく、92年6月に成立したとされる、久我通久（侯）、鳥尾小弥太（子）らの大和倶楽部についても同様である。

懇話会がいつ結成されたのか、明らかでない。しかし前年12月から活動が始まっていたと考えられる。『華族会館誌』91年12月16日の条「谷干城、松平信正等ノ議員十余名会合諮議スル所アリ」及び21日の条「(公爵島津忠済等)三十余名ノ貴族院議員、本館ニ集会シ協議スル所アリ」との記録がそれで、島津・谷・松平信正ともに懇話会の中心メンバーである。

後に述べるように、この時は第二議会の開催中で、谷干城らが提出した「勤儉尚武建議案」をめぐる、貴族院が沸騰している時であった。谷建議への賛成者が74名で、この数はおよそ後の懇話会と三曜会の会員数と一致するので、おそらくこの頃懇話会が結成されたのではないかと推測しておきたい。懇話会の集会記録は表2のごとくである。翌92年3月16日に交渉委員として曾我祐準（子）、小沢武雄（男）、伊丹重賢（勅）、渡正元（勅）と幹事に鍋島直彬（子）、松平信正（子）、安藤則命（勅）、藤村紫朗（勅）を選び会日を毎月第一・第三月曜と定めた。

交渉委員とは他派との交渉に当るもので、とくに懇話会・三曜会・大和倶楽部の三派は、92年中に計6回の三派交渉委員会を華族会館でもっている。

貴族院の最大の会派研究会は、91年11月4日に正式に誕生した。研究会については『貴族院の会派研究会史』『貴族院の政治団体と会派』さらに『貴族院と華族』等の文献にくわしく述べられているので、ここでは研究会の前史について簡単にふれておくにとどめたい。

1890年9月22日、加納久宜、堀田正養、山内豊成、大河内正質、京極高德ら子爵議員の有志が交詢社に会合し、懇親をかねて政務に関する研究会を設けた。名称は政務研究会とした。第一議会の開会とともに、参加者が増え、木曜日が定例の研究会であったことにより、12月初旬に会の名前を木曜会と改めた。また他爵者の入会希望もあって、会の組織の充実をはかるため、翌91年1月9日、会名を同盟会と改め、さらに3月12日には同志会と改称し、規約(全4章20条)も定めた。

規約には「本会ノ決議ヲ代表スル為メ、帝国議會ニ於テノ発議者ハ、全員協議ヲ以テ之ヲ定ム」(第9条)、「会員ハ本会ノ決議ト一致スル針路ニ非レハ、或ル動議ノ発議者トナリ、若クハ賛同者トナラント欲スル者ハ、先ツ之ヲ本会ニ提出シテ其承認ヲ経ヘキモノトス」(第11条)等々、議会活動に主眼を置くものであるとともに、個人の活動は強く会の制約を受るとするものであった。この点で、三曜会の規約とは大きく異なるものであった。

同志会の特徴は、以上のような党派性にあると云えるが、そうした方向は第一議会の中で、はっきりと姿を現わして来ているように思える。周知のごとく第一議会は、予算をめぐる紛糾したが、貴族院における争点の一つは、衆議院の査定案を受け入れるか否か、ということであった。ところで伊藤博文宛、金子堅太郎の手紙¹⁵⁾(91年2月19日付)によれば、査定案の即受理を主張する者が、谷干城・三浦安ら13名であるのに対し、受理に反対する者が76人おるとし、その人名を掲げている。その内訳は、公爵4、侯爵4、伯爵11、子爵31、男爵9、勅選17の計76名であるが、ここで注意をひくのは、子爵31名中、22名が同盟会のち同志会の会員であることで、しかもこの受理反対派の中心メンバーに、加納久宜・京極高典の両名が入っていることである。

この査定案諾否両派を、後の会派別色分けで見た場合、否の立場の者は、三曜会5、懇話会10、研究会21で、諾の立場の者は、三曜会1、懇話会6、研究会2となっており、この時点では、必ずしも後の会派にみられるような統一行動をとっておらず、まだ各自の意志のままに行動していたとみてよいだろう。しかしながらこのなかにあっても、同盟一同志会の同志的結合と議会における統一行動は注目に値するものであり、後の会派形成に、最も早くかつ実質的に動き出したグループであることは間違いない。

同志会の規約では、例会は毎月の第一・第三木曜日に華族会館で行なう(例外もありうる)としている。しかし『華族会館誌』で見ると「加納有志(又は同志)会」として、表2のごと

く、91年5月から10月まで、9回の会合が記録されているだけである。「加納有志（同志）会」と記されるのは、加納久宜（子）が、同会の中心となっていることを示している。華族会館以外の場所での例会の状況を知り得ないが、出席人数をみるかぎり、例会出席のメンバーは、ほぼ固定していることが推測される。その他、会としての動きは、91年7月10日に行われた子爵議員補欠選挙に当り、同志会系候補者を選定しようとしたが実現しなかった。このように、議会外での活動は、この段階ではまだそれほど活発ではなかったと見るべきであろう。

しかし、第二議会（91年11月26日召集、12月25日解散）を前にして動きが生じる。10月20日、築地精養軒で、同志会と侯爵中山孝磨が中心となっているグループ（有志者と通称）との合併が協議され、11月4日、研究会として新たに発足し、同月30日、華族会館で発会式を挙行了した¹⁶⁾。当初の会員は約40名といわれ、幹部は大原重朝（伯）、万里小路通房（伯）、岡部長職（子）、山内豊誠（子）、酒井忠彰（子）、松平康民（子）、鍋島直虎（子）、千家尊福（男）となっている。合併以前の両グループの中心人物である加納久宜と中山孝磨は、研究会の幹部とはならず、のちに研究会から退会している（92年11月開会の第四議会では、ともに無所属）。

ところで、研究会の創立が協議されている頃、10月13日に開かれた子爵会で、谷干城が「華族ノ議会ニ対スル意見」と題する演説を述べていた。そこで谷は、第一議会をふり返り、衆議院は「種々党派」に分かれているがゆえに議員は「賛成スベキ道理ノ有ルモノデモ、党派ノ為メ賛成セラレズ」という悪しき状態にあると批判したのち、貴族院においては「今日幸ニ未ダ党派ト云フモノハ見エマセヌ」と言っており、さらに貴族院議員は「今日デハ至極自由ナル地位ヲ得テ居ルモノト考ヘル」とまで述べていた¹⁷⁾。

谷の情況把握は間違っていない。これまでみてきたように、貴族院に未だ会派は誕生しておらず、最も早く会派に準ずる組織を持った三曜会にしても、その活動と活動目的とは、およそ衆議院における「党派」＝政党とは違ったものであった。むしろ月曜会の組織にみられるように、＜異分子＞の存在さえも容認出来る柔構造的な性格が当時の実態であって、まさに党派的なものからは「自由」であったといえよう。

ただし谷干城は、そうした貴族院と貴族院議員が、ノーマルな状態であると認めていたわけではない。言いたいことはさらに先にある。貴族院議員は「自由ナル地位」を持ちながら、第一議会における行動は「窮屈ニモ道理ヲ捨テ、政府ノ都合ガ善ケレバ好イトカ云フ方ヘ傾イタ」者が多かったのではないか、と自らの反省をも込めて批判するのであった。政府案を見てもなく支持するのは、なぜそれ程悪いのか。それは是まで政府の仕事というものを見るに「実ニ蛇ノ、ノタクツタヤウニナツテ居ツテ、少シモ是ト云フ方向ガ立ツテ居ラヌ」ことが明らかとなっている政府だからである。即ち現今の政府は、まったく確固とした政策も方針もないと、厳しい攻撃を浴びせるのであった。子爵諸君、諸君は政府にへつらうことはない。また人民を恐るるにも及ばない。「政府案ヲ否ト認メタラバ断然打破ルヤウニ、又人民ノ案ニシテ現時ニ

不適当ト認ムル時ハ、是又断然反对スベシ、例ヘバ地租軽減トカ……」というのが、谷の述べたいところなのであった。

この谷の演説は、第二議会を揺がしたかの有名な「勤儉尚武の建議」（後述）に、まぎれもなく連なるものであったといえよう。この建議案が貴族院に提出されたのが12月8日で、演説から約2カ月後である。建議案を、谷がいつ頃起草・作成したのか、その日付を確認するすべはないが、三曜会の二条基弘ら74名の賛同を得て貴族院に提出することを決定するに至るまでこぎつけるのに、そう簡単に事が運んだとは思えない。第四議会でようやく確定出来る会派の正式メンバーによれば、三曜会29名、懇話会50名、計79名となるが、建議案提出を計画する時点では、三曜会も谷グループ即ち後の懇話会につらなる人脈も、流動的であったと考えるべきであろう。

結論を先まわりしていえば、谷は10月13日の子爵会での演説で、明らかに同志を求めていたのではなかったろうか。建議案を具体的に構想し、念頭においての演説であったか否か、確認は出来ないが、その可能性がまったくないとは思えない。日ごろの谷干城を識る者は、とくに反対派は、この谷の演説や行動に大きな刺激を受けたことであつたらう。極論すればこの時、谷は貴族院と議員は「自由」であり党派がないと云いながらも、自ら党派結成に動き出していたとも云えるのである。そしてそのことは、はからずも、反対派の結集＝研究会の結成に拍車をかけたのであった。

その結果は、伊東巳代治が述べるように（12月18日付、伊藤博文宛書翰）「研究会の熱心に頼りて遂に敗滅に帰せしめ」²⁸⁾られ、谷の建議案は貴族院で葬り去られたのである。建議案は12月14・15の両日、貴族院で審議され、賛否両論で沸騰したが、15日の採択で、97対78で否決された。建議案が提出された翌々日の10日、研究会幹部大原重朝が発起人となって、帝国ホテルで秘密の会合が持たれていた。出席者24人（『華族会館誌』）。これは、まぎれもなく建議案への対策をめぐってのものであった。この24人というのは、研究会員だけではなく、有志の貴族院議員も少し含まれているようである。問題は、この時点において24名の反対派が、採択時には97名となっていることである。

当時、研究会の会員は40名程であった。これでは谷建議賛同者の（谷を含め）75名に遠く及ばない。建議案に対抗するためには、会員外から少なくとも40名以上の同調者を獲得する必要がある。かくて研究会が中心となって、多数派工作がなされたのである。採択で、谷派が提出時点より僅か3名をプラスしたのに対し、研究会＝反対派は倍増であった。この成果は、まさに伊東巳代治のいうように、研究会の「熱心」と、おそらく、それを引き出した「微力を尽し」た工作によるものであったであろう。

表2をみても明らかなように、第二議会を機に、三曜会、研究会、懇話会ともに実質的に院内会派としての活動を始めた、と考えてよい。第三議会（92年6月）の直前から開期にかけて、

各会派の会合が頻繁になされ、出席者も急増しているのをみると、もはや完全に院内会派としての活動のパターンであるといえよう。反対に、会派の形をとらない、柔構造的組織の月曜会が衰退して行ったのは象徴的である。谷干城の演説にもかかわらず、貴族院にも会派＝党派が誕生した。この時、貴族院もまた、政府あるいは権力の工作と操縦を許さざるを得ない条件を持つことになり、ひいては、権力をめぐる政争の場をも提供する運命となったのであった。

Ⅱ 第一・第二議会の貴族院

1 貴族院のナショナリズム

第一議会は、1890年（明治23）11月29日に開会、翌年3月7日閉会、92日間の会期であったが、貴族院の本会議で審議の行われた実質のべ日数は46日間、この間における議事の内容は表4のごとくである。

政府提出法案で可決されたものは「度量衡法案」「戸籍法案」「商法ニ関スル法律施行期限法律案」の3件で「弁護士法案」と「外国ニ於ケル日本婦女保護法案」は撤回となった。衆議院提出に係るものでは「商法及商法施行条例施行期限法律案」と「地租徴収期限改正法律案」の2件が可決されたのみで、他の「保案条例廃止法案」（90年12月23日提出）、「地租条例改正案」（91年2月28日提出）、「政談集會及政社法案」（91年3月1日提出）、「版權法案」（91年3月3日提出）、「府県制郡制施行期限法律案」（91年3月5日提出）は、第一読会の継続中に閉会となった。

これらの重要法案は、いずれも時間切れ審議未了、ということであるが、閉会近くに集中して貴族院に提出された「地租条例改正案」以下の諸法案は、予算案の審議とも重なって、たしかに時間がなかったといえようが、「保案条例廃止法案」は、充分な審議の時間があつたわけであるから、何か意図的な理由があつたと考えられなくもない。

表4 第一議会議事概表

議 題	件数	可決	否決	第一 読会	未審議	撤回
予 算 案	1	1				
政府提出法律案	5	3				2
政府提出衆議院回送法律案	2	2				
衆議院提出法律案	7	2		5		
貴族院議員提出法律案	2				2	
貴族院議員提出建議案	4	4				
貴族院議員提出動議案	7	6	1			

貴族院提出の法律案「郡区市債農工業銀行法案」と「財政調査法案」は、これも第一読会さえ開くに至らず閉会となった。なお貴族院議員提出の建議案「海関税ニ関シ政府ニ建議案」「民法及商法ニ関スル建議案」「陸地測量完成期限ニ関スル建議案」「米国大博覧會出品ニ関スル予算追加案提出ノ建議」は、いずれも可決となった。

第一議会の衆議院が、予算案をめぐって紛糾を重ねたものの、いわゆる「土佐派の裏切り」によって、民党と政府の妥協がなり、予算案の650万円減額修正案が成立したことは、周知のことがらであるので、ここでは繰り返さない。しかし、貴族院においても、この問題は最大の争点になった。

予算案が貴族院本会議に上程されたのは3月3日、会期は7日まで、あと5日間を残すだけとなっていた。3日午前の本会議で松方正義蔵相は「当年ハ帝国国会ノ第一期ノコトデゴザリマスルナリ、成ル丈ケ此予算案ノ成立ヲ希望」¹⁹⁾すると述べるとともに「成立ニ至リマシタナレバ、誠ニ叡慮モ御安ジ遊バサルルデゴザイマセウガ、又外ニ対シマシテモ、實ニ是レハ容易ナラヌ事デ、憲法ノ……国体上ノ榮譽ニモ関係スル」(2-634)と、叡慮や対外的体面、国体などの表現を用いて、明らかに天皇＝国家の藩屏を自任する華族を意識した発言で、協力を求めたのであった。

これに対し、尾崎三良と三浦安から、議場に叡慮を持ち出しては差支えがある、誰もが叡慮云々ということを出したらどうなるか、また、谷干城からは、天皇を「楯」に持つことは宜しくない、等の反論がなされたが、ここではさしたる議論もなく、予算委員会に託されることになった。

3日午後1時過から予算委員会が開かれた。5日の午前まで報告を出さねばならないが、3日位いでは調査が出来ぬ(横村正直、小幡篤次郎)、充分意見のある所を述べることも出来ず「盲目判ヲ押ス」ようなことは出来ぬ(谷干城)等と述べる論者の意見を代表する形で、渡正元(勅・のち懇話会)は次のように述べる。「初期ノ国会ニ於テ、予算ノ不成立ト云フコトハ、日本帝国ノ面目ガ宜イトモ言ハレマスマイシ、又外国ニ向ツテ自慢モ出来マセヌ、しかし「無理ニ成立サセルタメニ、貴族院ハ之ニ盲目印ヲ押」すことは、貴族院が「歳計予算ヲ軽々視」するようなものであり、「我貴族院ノ議権ノ信用」にもかかわるもので、これは、かえって「外国ニ対シテ不体裁」ではないか、と述べていた²⁰⁾。

時間がなく、不十分な審議はすべきでない、とするこうした意見の一方で、「兎ニ角受取ツテ、夫カラ盲判ヲ捺スカ捺サヌカ儘カニ調べテ見」(委-7)なければならぬ(金子堅太郎)、あるいは「兎ニ角、自分ハ尽ス丈ケハ尽シテ、出来ルカ出来ヌカ、ヤツテ見ル積リデアリマス」(委-10)(菊池大麓)との意見も出され、結局、3時過ぎ、各科に分れて調査することを決議した。

翌4日、午後5時過ぎ、各科の審査報告書が出され、引続き予算委員会が開かれた。ここでは、ほとんど議論がなされない。「次ニ警視庁ノ頂ノ決ヲ採リマス、機密費ト云フ所マデ、之ニ御同意ハ起立……起立者 多数……多数、次ニ此警視庁ノ款ニ御同意ハ起立……起立者 多数……」(委-19)、以上のごとき、単調な採決をくり返し、ようやく、翌日の午前2時に至り、予算委員会は終了した。

翌5日、午後1時50分、予算案をめぐる本会議が開始された。冒頭、予算委副委員長細川潤次郎（谷予算委員長は辞任）が、時間がなく十分な審査は出来なかったが「政府委員ノ言フコトヲ信ジマシテ、即チ原案ヲ可ナリト決シ」（2-650）た、と発言した。これに対し「旨判ヲ捺スヤウナ……万一此第一期ノ国会ニ、箇様ナ習慣ヲ遺シマシタナラバ、千百年ノ後迄モ此習慣ガ遺ルデゴザリマセウ」（2-651）（山川浩）、「他年一日、衆議院ノ跋扈跳梁ハ何ヲ以テ防グコトガ出来マセウカ」（2-657）（小幡篤次郎）、「不成立ト云フヤウナコトガアツテハ、第一外国ニ対シテ恥カシイコトデアル……ト云フヤウナコトヲ以テ御迫リニナル（しかし=引用者）外国人ノタメニ、此議會ハ開イテアルモノデハアリマセヌ」（2-660）（清岡公張）等の意見が出された。

しかしながら、「東洋ニ於テ立憲政治ヲ行ツタノハ我国ガ嚆矢デアル、立憲政体ノ美果ハ、国会ガ円滑ニ參ツテ無事ニ閉院ヲ望ムノデアル、即チ東洋ノ立憲政体ノ起ツタ本デアル、此時ニ貴族院ガ不同意ヲ言ヒ……汚点ヲ遺シ議院歴史ヲ汚スコトハ、我々貴族院ノ避クベキコトデハ無イカ、果シテ東洋ニ於テ、完全ナル立憲政体ノ好結果ヲ得レバ、我国ハ進ンデ欧米各国人ヨリ尊重ヲ受ケ、国ノ地位ヲ高メルコトニナル、欧米各国ニ対シテ対等ノ国權ヲ有チ、彼ノ条約改正モ成リ立ツヤウニナリマセウト思ヒマス」（2-662）（岡内重俊）というような、東洋における最初の立憲議會を無事におさめることが、国内はもとより諸外国の信用を得ることになり、国權を高め、条約改正にも有利に働く、という意見が有力に作用したのであった。

午後8時過ぎ、討論終結の動議が出され、104対55で可決となり、ついで予算案の表決に移った。この日は11時15分開場。翌6日は午前11時過から議事を続け、二度の休憩をはさみ、夜8時46分、すべて議了となった。予算案審議の貴族院本会議は、かくて、3日、5日、6日の3日間で、実質12時間余の短い審議で終了したのであった。

第一議會の貴族院は、政府と民党が激しく対決した衆議院とは、まったく様相を異にし、おそらく、政府が期待していたごとくに、全体として政府に協調するものであった。このような方向は、開会まもなく、12月19日に提出された「海關税に関する政府への建議案」（谷干城他63名提出）をめぐる議論において、はやくも明らかとなっていた。

この建議案の趣旨は、治外法權の撤廃よりも、まず関税問題の解決を政府に要求しよう、というものである。そして谷干城の説明によれば、それは富国強兵のため「実利」を考えるべきため、貴族院の決議を「国論」とみなし、それを背景に政府は外国と交渉すべきである、というものであった²¹⁾。

何故に貴族院において、治外法權の撤去を後廻しにして、税權回復を要求するのか、というのが反対論の多くであった（尾崎三良、岡内重俊等）が、加藤弘之は次のように特異な意見を述べていた。建議の「精神ニ於テハ全ク同意」である。しかし税權回復、治外法權の撤去については「人民ガ盡ク熱望スル通りニ」政府は着手し尽力している。それなのに事あらためて建議

するのは「充分ニ養生ヲスル病人ニ、更ニ養生ノコトヲ忠告スル」ようなものではないか。また条約改正の具体的方法については、事は機密に属するから、建議において述べるべきではない²²⁾と主張する。加藤の発言は、条約改正問題は政府を信頼してまかせ、余計な口出しをすべきでない、ということにつきる。建議そのものも、また建議をめぐる議論にも、大体において政府を批判する論調はみられなかった。

このような第一議会の貴族院を、芝原拓自は「藩閥政府支援 (=事実上の追随²³⁾)」と位置づけるが、結果からみて全体の評価としては妥当であろうと思う。しかし次にみるように、第二議会では、まったく様相を異にした。ではなぜ、第一議会がそうなのか。それはナショナリズムの問題であったように思う。

予算案をめぐる、審議に反対する渡正元も、賛成論の岡内重俊も、いずれの陣営においても、東洋最初の立憲議会を、まず無事に成立させ終了すること、このことを強く意識せざるを得なかったのであった。最初の議会在が破綻なく運営されること、それが日本の国際関係上の地位を高め、条約改正交渉に有利に作用するであろうと考えることは、疑問の余地のない見解であり、貴族院全体に共通するナショナリズムの観点であったのである。しかしこのようなナショナリズムの作用は、第二議会においては別の表現をとらざるを得ないのであった。

2 「勤儉尚武建議案」をめぐる

第二議会の1891年12月14日、谷干城発議、二条基弘他73名の賛成者を得て提出された、「施政ノ方針ニ関スル建議案」いわゆる「勤儉尚武」建議をめぐる本会議が開かれた。

「立憲政体既ニ建設セラレ……鉄道電信郵便ヲ始メ文明ノ利器略ホ備ハル、此時ニ当リテ民力反テ衰ヘ国防未タ備ハラズ、条約改正未タ其ノ緒ニ就クアラス、外形大ニ進ミテ而シテ実力反テ衰フ、今ニシテ勇断果決以テ此弊ヲ一新セスムハ、帝国百年ノ計復タ策スヘカラサルニ至ラム、之ヲ一新スルノ方法如何、曰ク他ナシ、大ニ行政ノ機関ヲ改良シ、政費ヲ節シ、官員ヲ減シ、其ノ剩財ヲ以テ民力ノ養成ト国防ノ完備トニ充ツヘシ……²⁴⁾」と建議案は主張するが、要するに、国家の独立を永遠に保持しようとするならば、富強をはかることで、富強は勤儉によってなる、奢侈をしりぞけ、国力を養い武備を嚴重にしなければならない、というものであった。

14日、15日の両日、この建議案をめぐる激しい議論がなされた。建議案に賛成の発言をしたものが、村上桂策(懇話会、多額)、小沢武雄(懇話会、男)、山口尚芳(懇話会、勅)、三浦安(懇話会、勅)、鍋島直彬(懇話会、子)、曾我祐準(懇話会、子)で、反対者は、小幡美稲(研究会、勅)、福羽美静(無所属、子)、千家尊福(研究会、男)、加藤弘之(無所属、勅)、加納久宜(無所属、子)、浜尾新(無所属、勅)であった(発言順)。

反対論の多くは、建議は漠然に過ぎるという批判であった（小畑、加藤、加納）。また、建議で主張している民力養成とか国防ということは、すでに政府が議会に協賛を求めていることで、国力は進歩している（千家）という批判や、施政の方針は政府がたてるべきもので、この建議は政府の責任を軽くし、政府の活動を制限する（浜尾）という反対意見も出された。

賛成意見のほとんどは国防の危機をのべ、行政の機関を改良し政費を節し民力を養成して国防をはかる、建議は施政の方針で政府はこの方針を採用すべきである（小沢）という意見に要約出来る。国防の強調は、明らかにロシアを意識してのものであった。世界に名を轟かしているコサック兵に対する日本の兵はどうであるか、コロンスタット軍港に対し東京湾の防禦は如何、と谷は主張した。滑稽なほどあわてふためいた大津事件への対応で明らかのように、この時期の日本は、ロシアを恐怖しおびえてさえたといえよう。

ところで、長い賛成演説を述べた三浦安は、その結びで「貴族院ヨリスノ如キ建議が出マシタナラバ、政府ニ於テ猛省シテ、今日マデ為シ能ハザルコトモ出来ルト云フコトニナルガ、即チ此建議案ノカデゴザリマス、何ゾ之ヲ政府ニ反対スト言ハン、何ゾ之ヲ政府ヲ攻撃スト言ハン」²⁵⁾と、政府攻撃のための建議案ではないことを強調していた。谷を始め建議提出者の意図は「薄弱無定見ニシテ、蛇ノノタクツタヤウナ」²⁶⁾政府を批判し叱咤する気持はあっても、衆議院における民党の政府攻撃とは違う、というところであったろう。

しかしながら現実の本会議では、この建議案は貴族院による政府不信任の意志表示を意味するものと受取られた。反対の論者は明らかにそう理解している。第一議会の予算審議において、政府の態度は貴族院の軽視（同時に政府のホンネを表現を替えていえば、貴族院への信頼ともいえよう）である、と受け止められたのは事実であった。東洋における最初の立憲議会は、ナショナリズムが無事終了せしめたが、しかし「貴族院連中に向ては、余程反動の感触を与へ候様子」²⁷⁾と、伊東巳代治は憂慮しなければならなかった。そのかぎりでも、政府は第一議会で貴族院対策に失敗したともいえよう。つまり政府の協力者として期待した貴族院に、大きな不満と不信を積み残していたのである。

第二議会の「勤儉尚武」建議は、まさに以上の、不満・不信の表現であった。「露国ノ政略ハ遠大ナリ、今日ノ平穩甘言ヲ頼ミ之ヲ後年ニ保ツ可ラス……他日日本ノ国難ニ際セハ、其ノ時コソ今日ノ報酬ヲ謀ルコト、彼ノ国既往ノ歴史ニ徴シテ明ナリ」²⁸⁾と「大津事変の上奏文」で谷干城が述べるごとく、ロシアの脅威に対抗するためには、国防方針の一定しない、「無定見」な政府の意のままに、貴族院が動いてはならないと、谷は主張していたのであった。そして先にも述べたように、第二議会の始まる直前の10月13日、谷は華族会館で開かれた子爵会において、同志を求める演説を行っていたのであった。「勤儉尚武」建議は、まぎれもなくこの演説の延長線上にあった。第一議会で、東洋初の国会を無事終了させる働きをしたナショナリズムが、第二議会では、貴族院を真っ二つに割る鋭い刃物となったのであった。

この建議案は、伊東巳代治が「同志を申合せ、建議案反対に徴力を尽し、研究会の熱心に頼」ることによって「敗滅に帰せしめ」²⁹⁾られた。建議案を、政府不信任案であるとみなした以上、伊東=政府は何としてでも成立を阻止しなければならなかった。その理由の一つは、伊東が「三浦（安）等は、余程衆議院の民党と相通し居候様子相見へ」³⁰⁾と述べるように、政府不信任が衆議院に波及することと、同時に、衆議院の民党勢力が、貴族院に力を及ぼすことを阻止する点にあった。そして第二の理由は、政府の「藩屏」たるべき貴族院が、政府不信任を可決するような事態は、何としてでも避けなければならなかったというものであったであろう。貴族院が衆議院と同じように、政府対民党の対決・政争の場となることは、貴族院設立の本来の趣旨に反することであった。そしてたとえ、第二議會に臨むにあたって、政府は解散もやむなしとの前提に立っていたとしても、以後の政局への影響を考えるならば、この建議案を通過させるわけにはいかなかったのである。

政府の「藩屏」たるべき貴族院は、案外に早くもそのモロさを露呈した。しかし政府はその籬のモロさを、研究会という新たな素材で補強することが出来たのであった。谷下城の思惑はどうであれ、懇話会と三曜会の動きと、特に「勤儉尚武」建議案は、研究会を強く刺激し、その結束を推進した。そして同時に、懇話会、三曜会と研究会との、新たな会派の対立を生み出して行った。しかもこのことは、貴族院に、政府による貴族院操縦の道を、はっきりと示したことをも意味していたのであった。

- 1) 佐々木克「華族令の制定と華族の動向」『人文学報』62号。
- 2) 林茂「貴族院の組織とその性格」『社会科学研究』3巻2号。芝原拓自「帝国憲法体制の発足と貴族院」遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店。
- 3) 『華族会館誌』上巻668頁。以下の記述及び引用は特にことわらないかぎり、出典はすべて同書であるので、註記は省略する。
- 4) 霞会館編『貴族院と華族』76頁。
- 5) 『華族会館誌』上巻686頁。
- 6) 『貴族院と華族』78頁。
- 7) 『貴族院と華族』82頁。
- 8) 第一議會において、毛利元徳、島津忠義、浅野長勲、尚奈、池田章政、前田利嗣、徳川義礼は出席数ゼロ、九条道孝、島津忠済、徳川茂承、菊亭修季、嵯峨公勝らは半数以下の出席率である。全日近く出席した者は、醍醐忠順、徳大寺実則、西園寺公望、徳川篤敬、中御門経明、大久保利和、木戸孝正だけである。貴族院事務局『第一期帝国議會 貴族院事務局諸課報告』。
- 9) 「土岐章文書」44。
- 10) 「土岐章文書」39。
- 11) 尚友会と選挙に関しては以下の文献を参考とした。『貴族院子爵議員選挙の内争』『貴族院の政治団体と会派』『貴族院の会派研究会史』いずれも、社団法人尚有倶楽部編。
- 12) 月曜会のメンバーを次に掲げておく。出典は『貴族院と華族』113頁。

初期議会の貴族院と華族（佐々木）

月曜会メンバー

近衛篤磨公	○	内藤政共	子	○
二条基弘公	○	板倉勝貞	子	○
大給恒正子	×	青山行護	男	×
松平信承子	×	小松岡護	男	▲
津輕承叙子	×	長村正直	男	▲
日野西光善子	大	榎村忠善	男	○
松平乘承張子	○	清岡公直陳子	子	○
新莊直生子	○	勘由小路資生子	子	○
立花種恭子	○	五條為榮子	子	○
由利公正子	×	谷田景与子	子	×
河津忠亮子	○	島村純雄子	子	○
大村純雄子	消	金子堅太郎	勅	消

○ 三曜会、× 懇話会、▲ 研究会、大 大和クラブ、
無印は無所属、辞は辞任、消は資格消滅

- 13) 『貴族院と華族』134頁。
- 14) 『華族会館誌』下巻171頁。
- 15) 『伊藤博文関係文書』4, 40頁。
- 16) 『貴族院の会派研究会史』明治大正編, 168頁。なお『華族会館誌』には何ら記事は見られない。
- 17) 『土岐章文書』40。
- 18) 『伊藤博文関係文書』2, 166頁。
- 19) 『帝国議会貴族院議事速記録』2, 632頁。以下同書からの引用は(2—632)のごとく本文中に註記する。
- 20) 『帝国議会貴族院委員会速記録』明治編1, 6頁。以下同書からの引用は(委—6)のごとく本文中に註記する。
- 21) 『帝国議会貴族院議事速記録』1, 61頁。
- 22) 同上, 63・64頁。
- 23) 前出芝原拓自論文, 341頁。
- 24) 『帝国議会貴族院議事速記録』3, 111頁。
- 25) 同上, 140頁。
- 26) 註17)に同じ。
- 27) 『伊藤博文関係文書』2, 121頁。
- 28) 『谷干城遺稿』下, 133頁。
- 29)30) 『伊藤博文関係文書』2, 166頁。